

## 令和3年度 第2回関東森林管理局保護林管理委員会 議事概要

日時：令和4年1月27日（木）13時30分～15時30分

場所：関東森林管理局5階中会議室（群馬県前橋市）  
及び日林協会館3階大会議室（東京都千代田区）、Web開催

### （1）生物群集保護林地帯区分について

（阿武隈高地生物群集保護林の設定方針について）

- ・本来、保護林全域が保存地区であるはずのところ、保護林内に保全利用地区を設けることは矛盾しているように思う。
- ・保全利用地区は保存区域の外側に設定すること、保存地区はできる限り削らないことを原則とし、地帯区分の方針を再検討してほしい。

（小松原湿原生物群集保護林について）

- ・湿原とその周辺の林分を保護するための保護林となっているため、保護林名に「周辺」を追加するなど、周辺の林分も保護対象であることが分かる保護林名にした方が良いと思うので検討してほしい。

### （2）緑の回廊設定方針（案）について

（資料2-1 緑の回廊設定方針（第二案）について）

- ・文章中の小項目について、「ア～オ」と「(1)～(2)」があるので、標記を統一すること。
- ・設定方針や評価項目について、今後緑の回廊内に問題が出てきた場合などに柔軟に対応していただき、このような委員会などで意見を申し上げる機会を設けてほしい。
- ・開発行為等に際し調査した植物や動物種の情報について、最低限の情報は局から事業者へ提示できるようにしておいた方が、開発行為に係る調査項目や評価が明確化すると思うので、事業者への情報提供の方法や内容等について検討すること。

（資料2-2 評価項目について）

- ・資料2-1緑の回廊設定方針（第二案）と資料2-2評価項目で整合が取れていないところがあるので、確認し修正すること。
- ・「オジロワシ」は冬鳥であり、関東局管内では「繁殖」に該当しないので、削除すること。
- ・「猛禽類（渡りをするもの）」の「調査期間」について、渡りの調査の内容に訂正すること。
- ・留鳥でも希少とされている種があることから抜けが無いように修正し、記載方法を工夫すること。
- ・この調査を開発事業者がしっかりできているかどうかを局はどのように判断・評価するのか、基準を設けていけば問題ないが、ある程度の基準が無いのであれば設けたほうがいい。
- ・風衝地に生息する個体以外に特別な役割を果たす個体にはどのようなものがあるのか確認すること。

(当日配布資料 評価項目について)

- ・オジロワシは「猛禽類（渡りをするもの）」に該当するが、渡り鳥にも①冬に渡来するもの、②春・秋に通過するもの、③春・秋に渡りをするが繁殖もするものの3つに分類でき、その3種類の分け方によって3通りあるので、表の作りそのものを修正する必要がある。
- ・「希少な爬虫類・両生類の保護」の中で、「へび類」の確認ポイントとして「水辺環境の喪失・悪化防止」とあるが、関東局管内において水中で産卵するへび類は生息していないと思うので、確認し、正確な情報を記載すること。
- ・「希少な昆虫類の保護」の確認ポイントとして全ての項目に「草地等の喪失・悪化防止」の記載があるが、鞘翅目（コウチュウ目）やトンボ目の生息は池や池塘が大きく影響しているので、そのような類型も必要と考える。特に福島県や新潟県の池に生息する水生昆虫を守っていくために検討してほしい。

(資料2-3 確認ポイントについて)

- ・確認ポイントと確認内容の整合がとれているように注意すること。
- ・鳥類に関しては今のままではわかりにくいので、渡り鳥を独立させた方が良い。
- ・「草地等の喪失・悪化防止」の主な対象種の種について、小型哺乳類に限らないので、「哺乳類」に修正してほしい。
- ・「水辺環境の喪失・悪化防止」に関しても、哺乳類は水場として利用しているところがあるので、「哺乳類」を追記してほしい。

### (3) その他

(環境アセスメントの準備書の確認について)

- ・準備書を受け取り、評価項目において各都道府県等の審査会で問題として挙がっていない項目が、関東局では問題として挙がるという状況になった場合、並行確認はどのようなようになるのか教えてほしい。

(全体を通して)

- ・温暖化により生態系に変化がある中で、鳥獣害や病虫害等、環境への対策を行いつつ、これら林地開発等への対応について検討してほしい。
- ・鳥獣害は農林業において被害が拡大しているが、生態系被害対策の実態としては捕獲頼りになっており、対策は進んでいない。保護林内や緑の回廊内でも被害が拡大しているので、対応していただきたい。